

# 娘に会いたい 私は父

北海道の短い夏。40代の男性は8月、5年ぶりに娘と再会した。「昔、おじさんと一緒に住んでいたんだよ」。6歳になった娘に父親とは名乗れなかった。昨年、最高裁判決で「父親」だと認められたというのに。

## 法律上は親でも

裁判の経緯はこうだ。男性の元妻が別の男性の子を身ごもり、生まれたのが娘だった。謝罪する元妻を受け入れ、娘を1歳2カ月まで育てた。しかし元妻は娘を連れて去り、やがて離婚。その後、DNA鑑定をもとに「男性と娘に親子関係がない」ことを確認する裁判が起された。元妻は娘の「血縁上の父」と再婚。娘は血縁上の父の養女になる手続き



東京家裁での審判後に記者会見するポール・トーランドさん(10月、東京・霞が関)

が取られていた。男性は「血縁関係はなくても自分の娘だ」と争い、最高裁は昨年7月、「いったん定まった親子関係をDNA鑑定で取り

## 親権巡る争い絶えず

消すことはできない」との初判断を出し、男性を父親と認めた。だが最高裁判決後、家裁では娘の親権変更は認められなかった。「連れ去りや養子縁組など既成事実を作ったほうが勝ちなのか。怒りどやりきれなさを募らせる。年間の離婚数は約22万

組。民法は離婚後の「共同親権」を認めておらず、子供の親権や面会交流をめぐり、申し立てられる裁判の調停・審判件数も年間5万件を超える。早稲田大の棚村政行教授(家族法)は「夫婦別姓や女性の再婚禁止期間の是非以外にも、家族のあり方と民法との乖離(かて家出。離婚が成立し、

拒まれた交流 日本に住んでいた20年間に元妻が娘を連れ去った場合、原則として元の居住国に戻すことになった。トーランドさんの事例は加盟前の法は本来、社会の変化に

え、国境も合わせて柔軟に変えていきたいので、できるだけ法への信頼が揺らぐ」と指摘する。

代理人の上野昇弁護士は「親が子供を連れて去ってしまつことで、もう片方の親がわが子に会えなくなる問題は日本人同士でも多発している」と警告を鳴らす。海外では一般的に共同親権を日本の民法が原則認めず、面会交流に強制力がないことも一因だ。

いり)が広がっている」と指摘する。「私がただ一人の親なのに、娘が元気なのかどろろかも分からない」。10月、米国籍のポール・トーランドさん(48)は記者会見で訴えた。日本人の元妻が連れ去った娘(13)の養育権と引き渡しを求め、東京家裁に審判を申し立てたのだ。日本は昨年4月にハーグ条約に加盟し、一方の親が子供を無断で国外に連れ去った場合、原則として元の居住国に戻すことになった。トーランドさんの事例は加盟前の法は本来、社会の変化に

子供のいる夫婦が離婚すると、子供の扱いをめぐる争いが起きやすい。海外の大半の国が離婚後も夫婦双方に親権を認め、面会交流に強制力を持たせるなどして争いの抑止を図っている。

## 子と面会の権利 欧米では強制力

ンス、英国など欧米各国はいずれも離婚後の共同親権を認める。面会交流は「子の権利」とされ、片方の親が妨害したり約束を守らなかったりすると、過料や刑事罰が科される。面会交流の約束が守られない。かつては離婚後の親権者を原則として父親といた韓国の、1990年の民法改正

一般財団法人、比較法研究センター(京都市)の調査によると、米国やドイツ、フラ

所の勧告にとどまる。